

各種控除について（給与所得者用）

年末調整では、勤務先に『各種申告書』を提出することで、いろいろな控除が受けられます。

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げや特定親族特別控除の創設などの改正が行われていますので、ご注意ください。

1 扶養控除等申告書を提出して受けられる控除

16歳以上の親族を扶養している場合や、障害者がある場合、あなたが学生の場合、現在婚姻しておらず子供がいる場合などには、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、扶養控除等申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

① 扶養控除

扶養控除の対象（控除対象扶養親族）となるのは、あなたと生計を一にする居住者である年齢16歳以上の親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。以下1において同じです。）及び一定の要件を満たす非居住者のうち、合計所得金額が58万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円）以下の人です。

控除の種類		控除額
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老親等	58万円

（注1） 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の人をいいます。

（注2） 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上（昭和31年1月1日以前生）の人をいいます。

② 障害者控除、勤労学生控除

控除の種類		控除額
障害者控除 （本人 同一生計配偶者 扶養親族）	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
	勤労学生控除（本人のみ）	27万円

（注1） 同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

（注2） 扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

（注3） 勤労学生控除は、勤労による所得を有する一定の要件を満たす学生又は生徒で、その合計所得金額が85万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円）以下で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に適用されます。

③ 寡婦控除、ひとり親控除

控除の種類	控除額
寡婦控除	27万円
ひとり親控除	35万円

（注1） 「寡婦」とは、夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全てを満たす人、又は、夫と死別した後婚姻をしていない人若しくは夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全ての要件を満たす人をいいます（「ひとり親」に該当する人を除きます。）。

（注2） 「ひとり親」とは、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の所得金額の合計額が58万円以下の子に限り、）を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全ての要件を満たす人をいいます。

2 配偶者控除等申告書を提出して受けられる控除

配偶者がいる場合には、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、配偶者控除等申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

① 配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が58万円以下である生計を一にする配偶者（同一生計配偶者）を有する場合に適用されます。控除額は、あなたの合計所得金額に応じて最高38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、最高48万円）となります。

（注） 老人控除対象配偶者とは、年齢70歳以上（昭和31年1月1日以前生）の人をいいます。

② 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が58万円超133万円以下である生計を一にする配偶者を有する場合に適用されます。控除額は、あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて最高38万円となります。

3 特定親族特別控除申告書を提出して受けられる控除

あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人（特定親族）を有する場合には、特定親族特別控除を受けられる場合がありますので、特定親族特別控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。控除額は、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円となります。

4 保険料控除申告書を提出して受けられる控除

社会保険料や生命保険料、地震保険料を支払っている場合には、次の控除を受けられますので、保険料控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

○ 各種保険料控除

控除の種類	控除額			
社会保険料控除	支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額			
生命保険料控除	保険等の種類	旧契約	新契約	両方がある場合
	一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	介護医療保険料	—	最高4万円	—
	合計適用限度額	最高12万円		
地震保険料控除	地震保険料のみの場合	最高5万円		
	旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5万円		
	両方がある場合	最高5万円		

（注） 旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいい、新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。

5 所得金額調整控除申告書を提出して受けられる控除

年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超える場合で、あなたが特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、最大15万円の所得金額調整控除が受けられますので、所得金額調整控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

6 基礎控除申告書を提出して受けられる控除

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に、次の控除が受けられますので、基礎控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

○ 基礎控除

あなたの合計所得金額		控除額
132万円以下		95万円
132万円超 336万円以下		88万円
336万円超 489万円以下		68万円
489万円超 655万円以下		63万円
655万円超 2,350万円以下		58万円
2,350万円超 2,400万円以下		48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円

（注） 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

7 住宅借入金等特別控除申告書を提出して受けられる控除

昨年までに住宅借入金等特別控除の適用を受ける確定申告書を提出している場合で、一定の住宅借入金等を有するときは、住宅借入金等特別控除（住宅借入金の種類・金額に応じた一定の金額）が受けられますので、住宅借入金等特別控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

年末調整を受ける際の注意事項

令和7年分年末調整に係る各申告書は、正しく記載して提出されていますか？

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げや特定親族特別控除の創設などの改正が行われていますので、ご注意ください。

扶養控除等の誤りが後日分かった場合には、年末調整のやり直しなど(所得税及び復興特別所得税の追徴など)を行わなければなりません。

※ 基礎控除など、申告書を提出しなければ適用を受けることができない控除もありますので、提出漏れがないようご注意ください。

＜年末調整に係る申告書の記載事項チェック表＞

令和7年分年末調整に係る各申告書の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にチェックしてみてください。

扶養控除等申告書 【記載例】  ☐ 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成22年1月1日以前生)の扶養親族ですか。 ☐ 老人扶養親族は、年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前生)ですか。 ☐ その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」にチェックを付けていますか。 ☐ 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生)ですか。 ☐ 扶養親族又は障害者に該当する同一生計配偶者があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その扶養親族等と生計を一にしているといえますか。 ☐ 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ58万円以下ですか。 ☐ 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった場合(扶養親族等の所得要件の改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった場合を含みます)に、その異動内容の記載漏れはないですか。	配偶者控除等申告書 【記載例】  ☐ あなたの合計所得金額は1,000万円以下ですか。 ☐ 配偶者の収入が給与所得の場合に、配偶者の合計所得金額は、改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。 ☐ 配偶者の合計所得金額だけでなくあなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。 ☐ 配偶者控除と配偶者特別控除との区分は正しくされていますか。 ☐ 老人控除対象配偶者は、年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前生)ですか。 ☐ 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか(提示でも可)。 ※ 扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。
☐ 扶養控除の対象となる特定扶養親族と、特定親族特別控除の対象となる特定親族の判定は正しくされていますか。 ☐ 障害者に該当する(人がいる)場合に記載漏れはないですか。 ※ 障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。 ☐ 寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。 ☐ 住民税に関する事項に、年齢16歳未満(平成22年1月2日以後生)の扶養親族を記載していますか。 ☐ 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」(一定の場合にはこれに加えて「留学ビザ等書類」)及び「送金関係書類」(一定の場合には「38万円送金関係書類」)を添付していますか(提示でも可)。	特定親族特別控除申告書 【記載例】  ☐ 特定親族は、年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生)で、合計所得金額が58万円超123万円以下ですか。 ☐ 特定親族の合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。 ☐ 特定親族が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか(提示でも可)。 ※ 扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。
基礎控除申告書 【記載例】  ☐ 合計所得金額の見積額は、他の勤務先から受けている給与や、給与以外の所得がある場合に、それらを合計していますか。 ☐ 給与所得金額の見積額は、所得金額調整控除や特定支出控除を控除していますか。 ☐ あなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。※昨年分と金額が異なります。	保険料控除申告書 【記載例】  ☐ 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。 ☐ 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。 ☐ 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。 ☐ 個人年金保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。
所得金額調整控除申告書 【記載例】  ☐ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額は850万円を超えていますか。 ☐ 「扶養親族が年齢23歳未満(平15.1.2以後生)」の要件にチェックを入れている場合、「扶養親族等」欄に記載した者は、23歳未満(平成15年1月2日以後生)で、合計所得金額が58万円以下ですか。 ※ 2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件にチェックを付けます(いずれの要件にチェックを付けても控除額は変わりません)。 また、1つの項目に該当する扶養親族が複数いる場合は、その扶養親族のうち、いずれか一人を「扶養親族等」欄に記載します。	☐ 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。 ☐ 地震保険料と旧長期損害保険料との区別は正しくされていますか。 ☐ 社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載していませんか。

こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！

本年の途中で、

- 1 控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。
- 2 あなたが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなったとき。
- 3 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。
- 4 扶養親族等の合計所得金額等の要件及び給与所得控除額の改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなったとき。

各種申告書の記載例

○ 令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正が行われています。これにより新たに扶養親族等を有することとなった場合は、その旨を記載した扶養控除等（異動）申告書を提出することとなりますので、提出漏れがないようご注意ください。

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書									
1	所轄税務署長等 〇〇〇〇 株式会社	給与の支払者の 名称（氏名） 〇〇〇〇 株式会社	（フリガナ） あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 昭和57年 1月 1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 昭和57年 1月 1日	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	配偶者の有無 有 無	扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 （提出している場合は、○印を付けてください。）
2	源泉控除 対象配偶者 （注1）	山川 明子	あなたとの続柄 妻	生 年 月 日 昭和57年 10月 5日	令和7年中の 所得の見積額 400,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 （該当する場合は○印を付けてください。）	住所又は居所 〇〇市××町 23-7	異動月日及び事由 （令和7年中に変更があった場合は、以下に記入してください。）	※ 源泉控除対象配偶者とは、配偶者（令和7年中の所得の見積額が90万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者として給与の支払を受ける人）を除く。 ※ 源泉控除対象扶養親族とは、配偶者（令和7年中の所得の見積額が90万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者として給与の支払を受ける人）を除く。 ※ 源泉控除対象扶養親族とは、配偶者（令和7年中の所得の見積額が90万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者として給与の支払を受ける人）を除く。
3	控除対象 扶養親族 （16歳以上） （平22.1以後出生）	山川 一郎	子	昭和57年 2月 4日	0円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払	1234KokuzeiStreet...USA	〇〇市××町 23-7	
	山川 二郎	子	昭和57年 5月 17日	0円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払	〇〇市××町 23-7			
	山川 隆雄	父	昭和57年 22月 5日 8	300,000円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払				
4	障害者、障害 者及び 障害者 （注2）	山川 隆雄	父	昭和57年 22月 5日 8	300,000円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払			
5	他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等								
6	16歳未満の 扶養親族等 （平22.1以後出生）	山川 太郎	子	昭和57年 7月 5日	0円	16歳未満 留学者 38万円以上の支払	〇〇市××町 23-7		
7	送還手当等を有する 配偶者・扶養親族								

1 氏名、住所などの記入

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書									
1	所轄税務署長等 〇〇〇〇 株式会社	給与の支払者の 名称（氏名） 〇〇〇〇 株式会社	（フリガナ） あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 昭和57年 1月 1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 昭和57年 1月 1日	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	配偶者の有無 有 無	扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 （提出している場合は、○印を付けてください。）
2	源泉控除 対象配偶者 （注1）	山川 明子	あなたとの続柄 妻	生 年 月 日 昭和57年 10月 5日	令和7年中の 所得の見積額 400,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 （該当する場合は○印を付けてください。）	住所又は居所 〇〇市××町 23-7	異動月日及び事由 （令和7年中に変更があった場合は、以下に記入してください。）	※ 源泉控除対象配偶者とは、配偶者（令和7年中の所得の見積額が90万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者として給与の支払を受ける人）を除く。 ※ 源泉控除対象扶養親族とは、配偶者（令和7年中の所得の見積額が90万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者として給与の支払を受ける人）を除く。 ※ 源泉控除対象扶養親族とは、配偶者（令和7年中の所得の見積額が90万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者として給与の支払を受ける人）を除く。
3	控除対象 扶養親族 （16歳以上） （平22.1以後出生）	山川 一郎	子	昭和57年 2月 4日	0円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払	1234KokuzeiStreet...USA	〇〇市××町 23-7	
	山川 二郎	子	昭和57年 5月 17日	0円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払	〇〇市××町 23-7			
	山川 隆雄	父	昭和57年 22月 5日 8	300,000円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払				
4	他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等								
5	16歳未満の 扶養親族等 （平22.1以後出生）	山川 太郎	子	昭和57年 7月 5日	0円	16歳未満 留学者 38万円以上の支払	〇〇市××町 23-7		
6	送還手当等を有する 配偶者・扶養親族								

▶① 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人（個人）番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶③ あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書									
1	源泉控除 対象配偶者 （注1）	山川 明子	あなたとの続柄 妻	生 年 月 日 昭和57年 10月 5日	令和7年中の 所得の見積額 400,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 （該当する場合は○印を付けてください。）	住所又は居所 〇〇市××町 23-7	異動月日及び事由 （令和7年中に変更があった場合は、以下に記入してください。）	※ 源泉控除対象配偶者とは、配偶者（令和7年中の所得の見積額が90万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者として給与の支払を受ける人）を除く。 ※ 源泉控除対象扶養親族とは、配偶者（令和7年中の所得の見積額が90万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者として給与の支払を受ける人）を除く。 ※ 源泉控除対象扶養親族とは、配偶者（令和7年中の所得の見積額が90万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者として給与の支払を受ける人）を除く。
2	控除対象 扶養親族 （16歳以上） （平22.1以後出生）	山川 一郎	子	昭和57年 2月 4日	0円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払	1234KokuzeiStreet...USA	〇〇市××町 23-7	
	山川 二郎	子	昭和57年 5月 17日	0円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払	〇〇市××町 23-7			
	山川 隆雄	父	昭和57年 22月 5日 8	300,000円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 38万円以上の支払				
3	他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等								
4	16歳未満の 扶養親族等 （平22.1以後出生）	山川 太郎	子	昭和57年 7月 5日	0円	16歳未満 留学者 38万円以上の支払	〇〇市××町 23-7		
5	送還手当等を有する 配偶者・扶養親族								

▶① A 源泉控除対象配偶者

あなた（令和7年中の合計所得金額の見積額が90万円以下の人）に限り、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和7年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶② B 控除対象扶養親族

次の扶養親族について記載します。

- イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成22年1月1日以前に生まれた人）
- ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人
 - （イ） 年齢16歳以上30歳未満の人（平成8年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人）
 - （ロ） 年齢70歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）
 - （ハ） 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和31年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」

※ 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和7年中の合計所得金額の見積額が89万円以下の人をいいます。

▶③ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 31.1.1 以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和31年 1 月 1 日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ① その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき ⇒「同居老親等」
- ② その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平 15.1.2 生～平 19.1.1 生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成15年 1 月 2 日～平成19 年 1 月 1 日生）の場合に、チェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は、「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

▶⑦ 生計を一にする事実

「非居住者である親族」欄に記載がある場合、年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出した申告書に送金額等を追記します。この場合、送金関係書類（「非居住者である親族」欄の「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合は、「38万円送金書類」）の添付等が必要です。

▶⑧ 異動月日及び事由

記載事項に異動があった場合にその月日と事由を記載します。

- (例) 1 年の途中で結婚したことにより、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合
⇒「令和 7 年〇月〇日 結婚」
2 扶養親族等の所得要件の引上げにより、新たに扶養親族等を有することとなった場合
⇒「令和 7 年 12 月 1 日 改正」

●（参考）

①収入が給与と所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特別支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額	所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円
1,600,000円	950,000円
1,230,000円	580,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,180,000円	580,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,680,000円	580,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

	①	②	③	④	
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	区分	障害者	障害者	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。)
	障害者	一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。)
					障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。)

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和 7 年中の合計所得金額の見積額が**58万円以下**の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成22年 1 月 2 日以後生）の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がある）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)									
16歳未満の扶養親族(平22.1.2以後生)	1	氏名	住所	生年月日	住所又は居所	所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和 7 年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた合計所得金額の見積額を記載します。	
	2	氏名	住所	生年月日	住所又は居所	所得の見積額(※)	異動月日及び事由		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	氏名	住所	生年月日	住所又は居所	所得の見積額(※)	異動月日及び事由	異動月日及び事由		

- 1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。
- 2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。
- 3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶① 16歳未満の扶養親族（平 22.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成22年 1 月 2 日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和 8 年 3 月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和 7 年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）又は扶養親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。
また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和 7 年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のう

ち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。
この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金関係書類を令和 8 年 3 月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和 7 年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和 7 年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和 7 年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が**58万円以下**である人）をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和 7 年中の合計所得金額の見積額が **58 万円以下** となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

令和7年分 給与と所得者の基礎控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与と所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

※ 本年の年末調整においては、基礎控除が改正されていますので、控除額の計算にご注意ください。また、特定親族特別控除が創設されていますので、適用を受ける場合には申告漏れがないようご注意ください。

令和7年分 給与と所得者の基礎控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与と所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ
あなたの氏名 山 川 太 郎
給与の支払者の法人番号 11223344556677
あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7
税務署長 給与の支払者の所在地(住所) ○○市△△町3-3

2 ◆給与と所得者の基礎控除申告書◆
○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
所得の種類 収入金額 所得金額
(1) 給与所得 8,970,000 6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 6,973,000
○控除額の計算
132万円以下 95万円
132万円超 336万円以下 88万円
336万円超 489万円以下 68万円
489万円超 655万円以下 63万円
655万円超 900万円以下
900万円超 950万円以下 (B) 58万円
950万円超 1,000万円以下 (C) 48万円
1,000万円超 2,350万円以下 32万円
2,350万円超 2,400万円以下 32万円
2,400万円超 2,450万円以下 32万円
2,450万円超 2,500万円以下 16万円
区分Ⅰ A (左のA~Cを記載)
基礎控除の額 580,000
※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

3 ◆給与と所得者の配偶者控除等申告書◆
○配偶者の氏名等
(フリガナ) 配偶者の個人番号 配偶者の生年月日
配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ 57年 10月 5日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 基 居 住 生 計 を 一 に す る 事 実
山 川 明 子
○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算
所得の種類 収入金額 所得金額
(1) 給与所得 1,050,000 400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 400,000
○控除額の計算
区分Ⅱ
① ② ③ ④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)
A 48万円 38万円 38万円 36万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円
B 32万円 26万円 26万円 24万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円
C 16万円 13万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円
配偶者控除の額 380,000
配偶者特別控除の額
※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

4 ◆給与と所得者の特定親族特別控除申告書◆
○特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の①をご確認ください。
(フリガナ) 特定親族の氏名 ヤマカワ ハルコ 特定親族の個人番号 667788990011 子 平 17年 3月 3日
あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所 基 居 住 生 計 を 一 に す る 事 実
山 川 春 子
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 1,000,000
特定親族特別控除の額 410,000
○控除額の計算
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 58万円超85万円以下 85万円超90万円以下 90万円超95万円以下 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下 110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超123万円以下
控除額 63万円 61万円 51万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6万円 3万円
※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

5 ◆所得金額調整控除申告書◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、記載する必要はありません。
あなた自身が特別障害者(注1) (右の★欄のみを記載) 扶養親族等(注2) (右の★欄のみを記載) 扶養親族等(注2) (右の★欄のみを記載) 扶養親族等(注2) (右の★欄のみを記載)
あなたと同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 (フリガナ) ヤマカワ ジョウロウ 左記の者の生年月日 21年 5月 17日
あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所 基 居 住 生 計 を 一 に す る 事 実
山 川 二 郎
特別障害者に該当する事実
扶養控除等申告書のとおり

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ
あなたの氏名 山 川 太 郎
給与の支払者の法人番号 11223344556677
あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7
税務署長 給与の支払者の所在地(住所) ○○市△△町3-3

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 給与と所得者の基礎控除申告書の記入

◆給与と所得者の基礎控除申告書◆
○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
所得の種類 収入金額 所得金額
(1) 給与所得 8,970,000 6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 6,973,000
○控除額の計算
132万円以下 95万円
132万円超 336万円以下 88万円
336万円超 489万円以下 68万円
489万円超 655万円以下 63万円
655万円超 900万円以下
900万円超 950万円以下 (B) 58万円
950万円超 1,000万円以下 (C) 48万円
1,000万円超 2,350万円以下 32万円
2,350万円超 2,400万円以下 32万円
2,400万円超 2,450万円以下 32万円
2,450万円超 2,500万円以下 16万円
区分Ⅰ A (左のA~Cを記載)
基礎控除の額 580,000
※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

▶① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和7年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に次のページの「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。

また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。
詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm>)に掲載している「合計所得金額の計算について」をご確認ください。



左記のページはこちら

※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

●給与所得の計算欄

給与の収入金額		円	A
給与の収入金額 (A)		給与所得の金額	
1 円以上	650,999 円以下	0 円	
651,000 円以上	1,899,999 円以下	A - 650,000 円	
1,900,000 円以上	3,599,999 円以下	A - 4 (千円未満の端数切捨て) 000 円	B × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円以上	6,599,999 円以下	A - 4 (千円未満の端数切捨て) 000 円	B × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円以上	8,499,999 円以下	A × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がない場合)	A - 1,950,000 円	
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がある場合)	A - 1,950,000 円 - 所得金額調整控除	

(注)1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです (①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。

- ① (給与の収入金額^(※1) - 850万円) × 10%
※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円
- ② 給与所得控除後の給与等の金額^(※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額^(※2) - 10万円
※2 10万円を超える場合は、10万円

2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

▶② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶③ 区分Ⅰ

「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号 (A ~ C) を記載します。

(注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		6,973,000 円

○ 控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
132万円以下	95万円	
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 900万円以下	58万円	
900万円超 950万円以下	58万円	
950万円超 1,000万円以下	48万円	
1,000万円超 2,350万円以下	32万円	
2,350万円超 2,400万円以下		
2,400万円超 2,450万円以下		
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※ 「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

区分Ⅰ A (A ~ Cを記入)

基礎控除の額 580,000 円

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○ 配偶者の氏名等

1 (フリガナ) 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ

2 配偶者の個人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7

3 配偶者の生年月日 57 年 10 月 5 日

4 あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 非居住者 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,050,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		400,000 円

○ 控除額の計算

区分Ⅱ

区分Ⅱ	①	②	③	④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)」の表を参考に記載してください)
A	48万円	38万円	38万円	36万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円

判定 58万円以下かつ年齢70歳以上 (昭31.1.1以前生) 58万円以下かつ年齢70歳未満 58万円超95万円以下 95万円超133万円以下

配偶者控除の額 380,000 円

配偶者特別控除の額 円

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

- ※ 1 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用を受けられません。
- 2 所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者が他の所得者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらの所得者のうちいずれか1人の配偶者特別控除の対象となる配偶者又は特定親族にのみ該当するものとみなされます。

▶① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等 (異動) 申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶③ 判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計

額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号 (①~④) を「区分Ⅱ」欄に記載します。

▶④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に基礎控除申告書の区分Ⅰの判定結果 (A ~ C) とこの申告書の区分Ⅱの判定結果 (①~④) を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

「区分Ⅱ」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、「区分Ⅱ」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 給与所得者の特定親族特別控除申告書の記入

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

○ 特定親族の氏名等 (注) 「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の11をご確認ください。

1 (フリガナ) 特定親族の氏名 ヤマカワ ハルコ

2 特定親族の個人番号 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1

3 特定親族の生年月日 平成 17 年 3 月 3 日

4 あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所 非居住者である特定親族 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額

5 特定親族特別控除の額 410,000 円

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

- ※ 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。
- 1 2人以上の所得者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
 - 2 所得者の特定親族に該当する親族が他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
 - 3 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

▶① 特定親族の氏名、個人番号など

「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満 (平成15年1月2日~平成19年1月1日生) の親族 (里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます) で、合計所得金額が58万円超123万円以下である人をいいます。一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、特定親族が非居住者である場合には、「非居住者である特定親族」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等 (異動) 申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶② 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶③ 特定親族特別控除の額

「控除額の計算」の表に特定親族の本年中の合計所得金額の見積額を当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

3

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4-1の(4)をご確認ください。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 生命保険料控除額の記入

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	保険者の氏名	受取人の氏名	区分	金額	備考
●●生命	養老	10年	山川 太郎	山川 明子	①	25,000	
××生命	養老	10年	〃	〃	②	80,000	
②	①+②					105,000	
③	①+②					80,000	
④	①+②					90,000	
⑤	①+②					30,000	
⑥	①+②					40,000	
⑦	①+②					40,000	
⑧	①+②					40,000	
⑨	①+②					40,000	
⑩	①+②					40,000	
⑪	①+②					40,000	
⑫	①+②					40,000	
⑬	①+②					40,000	
⑭	①+②					40,000	
⑮	①+②					40,000	
⑯	①+②					40,000	
⑰	①+②					40,000	
⑱	①+②					40,000	
⑲	①+②					40,000	
⑳	①+②					40,000	
㉑	①+②					40,000	
㉒	①+②					40,000	
㉓	①+②					40,000	
㉔	①+②					40,000	
㉕	①+②					40,000	
㉖	①+②					40,000	
㉗	①+②					40,000	
㉘	①+②					40,000	
㉙	①+②					40,000	
㉚	①+②					40,000	
㉛	①+②					40,000	
㉜	①+②					40,000	
㉝	①+②					40,000	
㉞	①+②					40,000	
㉟	①+②					40,000	
㊱	①+②					40,000	
㊲	①+②					40,000	
㊳	①+②					40,000	
㊴	①+②					40,000	
㊵	①+②					40,000	
㊶	①+②					40,000	
㊷	①+②					40,000	
㊸	①+②					40,000	
㊹	①+②					40,000	
㊺	①+②					40,000	
㊻	①+②					40,000	
㊼	①+②					40,000	
㊽	①+②					40,000	
㊾	①+②					40,000	
㊿	①+②					40,000	

① 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します（「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。）。なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）であることが必要です。※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

② 一般の生命保険料

（保険料控除証明書からの記載例）
（イメージ）保険料控除証明書（一部抜粋）

令和7年分 生命保険料控除証明書			
契約番号（証券記載番号） 〇〇〇〇△△△△	保険払込期間 10年	保険種類 養老	適用制度 新生命保険料控除制度
払込方法 月払	契約日 〇年〇月〇日	保険期間 10年	年金支払開始日
保険金受取人名 山川 明子		保険受取人生年月日 〇年〇月〇日	
一般	一般の生命保険料（A） 25,000円	配当金（相当額）（B） 0円	一般証明額（A-B） 25,000円
介護	介護医療保険料（C）	配当金（相当額）（D）	介護医療証明額（C-D）
年金	個人年金保険料（E）	配当金（相当額）（F）	個人年金証明額（E-F）

（記載例の控除額の計算）

- ①欄：25,000円×1/2+10,000円=22,500円（計算式Ⅰ）
- ②欄：80,000円×1/4+25,000円=45,000円（計算式Ⅱ）
- ③欄：22,500円+45,000円=67,500円→最高40,000円
- ④欄：控除額は、②と③のいずれか大きい金額→45,000円

③ 介護保険料

（記載例の控除額の計算）
⑤欄：80,000円×1/4+20,000円=40,000円（計算式Ⅰ）

④ 個人年金保険料

（記載例の控除額の計算）
⑥欄：90,000円→最高40,000円（計算式Ⅰ）
⑦欄：30,000円×1/2+12,500円=27,500円（計算式Ⅱ）
⑧欄：40,000円+27,500円=67,500円→最高40,000円
⑨欄：控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額→40,000円

⑤ 生命保険料控除額

（記載例の控除額の計算）
⑩欄：45,000円+⑪欄40,000円+⑫欄40,000円=125,000円
→最高120,000円
※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 地震保険料控除額等の記入

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	保険者の氏名	受取人の氏名	区分	金額	備考
××火災	地震（建物）	5年	山川 太郎	山川 太郎	①	42,000	
▲▲火災	積立傷害	20年	山川 太郎	山川 太郎	②	14,800	
③	①+②					56,800	
④	①+②					42,000	
⑤	①+②					14,800	
⑥	①+②					12,400	
⑦	①+②					50,000	
⑧	①+②					50,000	
⑨	①+②					50,000	
⑩	①+②					50,000	
⑪	①+②					50,000	
⑫	①+②					50,000	
⑬	①+②					50,000	
⑭	①+②					50,000	
⑮	①+②					50,000	
⑯	①+②					50,000	
⑰	①+②					50,000	
⑱	①+②					50,000	
⑲	①+②					50,000	
⑳	①+②					50,000	
㉑	①+②					50,000	
㉒	①+②					50,000	
㉓	①+②					50,000	
㉔	①+②					50,000	
㉕	①+②					50,000	
㉖	①+②					50,000	
㉗	①+②					50,000	
㉘	①+②					50,000	
㉙	①+②					50,000	
㉚	①+②					50,000	
㉛	①+②					50,000	
㉜	①+②					50,000	
㉝	①+②					50,000	
㉞	①+②					50,000	
㉟	①+②					50,000	
㊱	①+②					50,000	
㊲	①+②					50,000	
㊳	①+②					50,000	
㊴	①+②					50,000	
㊵	①+②					50,000	
㊶	①+②					50,000	
㊷	①+②					50,000	
㊸	①+②					50,000	
㊹	①+②					50,000	
㊺	①+②					50,000	
㊻	①+②					50,000	
㊼	①+②					50,000	
㊽	①+②					50,000	
㊾	①+②					50,000	
㊿	①+②					50,000	

① 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します（「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。）。保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

（保険料控除証明書からの記載例）

（イメージ）地震保険料控除証明書（一部抜粋）

令和7年分 地震保険料控除証明書	
保険契約者氏名	山川 太郎
証券番号	〇〇〇〇××××
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
又は被保険者	
保険期間	令和7年1月1日から 令和11年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

（記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算）

地震保険料の控除額
42,000円（B）の金額、最高50,000円
+12,400円（C）の金額が10,000円を超える場合は
42,000円×1/2+5,000円、最高15,000円
=54,400円→最高50,000円

② 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

③ 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

(記載例3) 令和6年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和7年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例

この記載例は、「令和7」年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の「控除申告書」を計算・印刷するときに、確定申告書に添付する場合は書き方は同じです。
(なお、調書方式の場合で令和8年分以降は、金融機関等から交付される住宅ローン返済計画表等を使用して、確定申告書を作成してください。)

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

令和 7 年
給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

[illegible]令和7年分
年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

☐

☐

☐

☐

☐

〇〇市△△町×××××

国税 太郎 様

左記の方の住宅借入金等特別控除
に關する事項について次のとおり
証明します。

令和 7 年 〇 月 〇 日

〇〇 税務署長

〇〇 〇〇

(証明事項) (令和6年中居住者・限定住宅等用)

①居住開始年月日	家賃に關する事項	土地等に關する事項	備考
令和6年〇月〇日	④取付対価の額 11,000,000 円	⑤連帯債務割合 100.0 %	⑥連帯債務割合 50.00 %
②居住開始年月日	増改築等に關する事項	⑦住宅の区分	等
	⑧増改築等の費用の額	⑨居住用割合	⑩連帯債務割合
年 月 日	円	%	%
住宅借入金等の年々増価に關する事項			
③住宅のみ	④土地等のみ	⑤住宅及び土地等	
円	円	円	

省エネ基準適合住宅・新築
⑦借 考

(備考) ①居住開始年月日 14,000,000 円

(備考) ②増改築等に關する事項 〇

(備考) ③土地等のみの面積は、この面積より大きくなければならぬ。

(備考) ④増改築等の費用の額は、この費用より大きくなければならぬ。

証明事項の各欄は、令和6年分の申告に基づいて記載しています。

(記載例3) 令和6年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和7年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例

この記載例は、「令和7」年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の「控除申告書」を計算・印刷するときに、確定申告書に添付する場合は書き方は同じです。
(なお、調書方式の場合で令和8年分以降は、金融機関等から交付される住宅ローン返済計画表等を使用して、確定申告書を作成してください。)

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

令和 7 年
給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

住所 氏名

住宅取得金の借入れ等をしている者

住宅借入金等の内訳

住宅借入金等の金額

償還期間又は賦払期間

居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額

(補綴)

〇〇市△△町×××××

国税太郎

1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等

令和6年7月19日	予定額	39,500,000	円
令和6年7月からの 令和31年6月まで		40,500,000	円

『控除申告書』の
①欄に記載します。

イ ①欄 には、2 か所以上の金融機関等から年末残高等証明書^①の交付を受けている方は、その全てに基づいて、年末残高等証明書に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。②の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と③、④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高を①欄の括弧内に記入します。

住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を『控除申告書』の①欄に記入します。

本年の住宅借入金等の年末残高 × $\frac{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}{\text{借換えによる前の住宅借入金等の当初残高}}$

[illegible]

(算式)

① 欄の③の金額	$\frac{\text{⑤の金額}}{\text{⑥の金額}+\text{⑦の金額}}$	$\left(\frac{\text{出}}{\text{入}} \right) \times \text{②の割合}$	$\% =$	円
② 欄の③の金額	$\frac{\text{⑤の金額}}{\text{⑥の金額}+\text{⑦の金額}}$	$\left(\frac{\text{出}}{\text{入}} \right) \times \text{③の割合}$	$\% =$	円

①欄の③の居住用割合と②欄の③の居住用割合が、実質、左の算式は、①欄の③の増加額の記入を要して、下の算式により計算した①の金額と②の金額の合計額を③欄の④に記入します。

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の重複適用を受ける方は、『控除申告書』の重複適用1枚目及び重複適用2枚目の⑥欄又は⑧欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用1枚目の重複適用を受ける場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額欄に記入します。

二 『控除申告書』の「備考」欄の記入に当たっては次によります。

- 1 災害によりその家族を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合については、「災害発生日 令和〇年〇月〇日」と記載してください。
- 2 ②欄の記入に当たり、上記の算式により計算した場合には、算式に当てはめられた計算を受ける場合には、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
- 3 調書方式の場合は、「調書方式に対応する金融機関からの借入れ」となど、調書方式に対応する金融機関からの借入れであることを記載してください。

令和 8 年分の扶養控除等申告書においては、記載事項が「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」に改正されていますので、記載漏れがないようご注意ください。また、令和 7 年分の所得税から、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正も行われていますので、併せて記載漏れがないようご注意ください。

[illegible]

所轄税務署長等 印 税務署長 市田町村民	給付の支払者 の名称(氏名) 給付の支払者 の法人(個人)番号 給付の支払者 の所在地(住所)	〇〇〇〇 株式会社 〇〇市△△町3-3	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの個人番号 あなたの住所 あなたの氏名 あなたの住所	ヤマカワ タロウ 山川 太郎 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 (郵便番号 000-0000) 〇市××町23-7	あなたの生年月日 平成 57 年 1 月 1 日 あなたの氏名 山川 太郎 あなたの住所 本人 配偶者の有無 〇 無	4 税関の検閲に ついての検査官 署名と捺印 (捺印は、捺印機 で捺印してください。)
-------------------------------	--	------------------------	--	---	---	--

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

区分等		(フリガナ)氏名		3 個人番号		4 生年月日		5 住民票記載事項(特定居宅介護受給者等) (平成16.1.29〜平成21.1.29)		6 令和8年度(令和7年度)所得の見振額		7 非居住者である親族(注1)		8 住所又は居所		9 異動月日及び事柄 (令和8年度に異動があった場合は異動してからの経過月数を記入してください。以下同様。)		
1 主たる給付から授けを受ける	2 源泉徴控対象課税者 (16歳以上) (平成17.1.1以降)	源泉徴控対象配偶者		ヤマカワ アキコ	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6	7	7		
		山川 明子		あなたとの続柄		生年月日		500,000円		生計を一にする事実 (該当する場合は⑨に印を付けてください。)		〇〇市××町 23-7						
		ヤマカワ イチロウ		子		昭和57・10・5		☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☒ 特定扶養親族		☒ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 80万円以上の支払		1234 Kokuzei Street...・USA						
		1 山川 一郎		子		昭和57・10・5		☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☒ 特定扶養親族		0円		☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 80万円以上の支払						
B 源泉徴控対象親族 (16歳以上) (平成17.1.1以降)	2 源泉徴控対象親族 (16歳以上) (平成17.1.1以降)	ヤマカワ ハルコ		子		昭和57・10・5		1,000,000円		☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☒ 特定扶養親族		☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 80万円以上の支払		〇〇市××町 23-7				
		2 山川 春子		子		昭和57・10・5		☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☒ 特定扶養親族		0円		☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 80万円以上の支払		〇				
		3 ヤマカワ ジロウ		子		昭和57・10・5		☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☒ 特定扶養親族		0円		☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 80万円以上の支払		〇				
		4 山川 二郎		子		昭和57・10・5		☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☒ 特定扶養親族		0円		☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 80万円以上の支払		〇				
4 主たる給付から授けを受ける	2 源泉徴控対象親族 (16歳以上) (平成17.1.1以降)	ヤマカワ タカオ		父		昭和57・10・5		300,000円		☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☒ 特定扶養親族		☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 80万円以上の支払		〇				
		4 山川 隆雄		父		昭和57・10・5		☐ 同居老親等 ☐ その他 ☒ 特定扶養親族 ☒ 特定扶養親族		300,000円		☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 80万円以上の支払		〇				

あなた（令和8年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）と令和8年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

次の①又は②のいずれかに該当する人について記載します。

① 扶養親族のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する人(控除対象扶養親族)

イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成23年1月1日以前に生まれた人)

ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人

(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成9年1月2日から平成23年1月1日まで之間に生まれた人)

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の個人番号を記載する必要がある。

ありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 32.1.1 以前生）

源泉控除対象親族が年齢70歳以上（昭和32年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
- ②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族・特定親族（平 16.1.2 生～平 20.1.1 生）

源泉控除対象親族が年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日～平成20年1月1日生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人の令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下であるとき ⇒「特定扶養親族」
- ②その人の令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下であるとき ⇒「特定親族」

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

源泉控除対象親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●（参考）

- ①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,650,000円		1,000,000円
1,600,000円		950,000円
1,230,000円		580,000円

- ②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,180,000円	580,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,680,000円	580,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

		①	②	③	④	
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者	扶養親族（注2）
		一般の障害者				1人
		特別障害者				（人）
		同居特別障害者				（人）
		上の該当する項目及び欄にチェックを付け、（ ）内には該当する扶養親族の人数を記載してください。				
		障害者又は勤労学生の内容（この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。）				
		異動月日及び事由				
		山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成28年4月11日交付				
		※ 配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当する場合は、裏面の「4 扶養親族等の範囲」をご確認ください。 (注) 1 非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。 2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。				

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成23年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

※特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象となりません。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がある）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

16歳未満の扶養親族（平23.1.2以後生）	1	ヤマカワ サブロー	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	0	0	子	24	7	5	〇〇市×町23-7	2	0	円	※「令和8年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除く。
	2	山川 三郎														平	.	.					
退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族	3	（フリガナ）氏	個人番号	あなたとの家族	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族（該当する項目にチェックを付けてください。）	令和8年中の所得の見積額（※）	障害者区分	異動月日及び事由	※「令和8年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除く。												
					明大朗 平令		☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	円	☐ 一般 ☐ 特別														

※1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶① 16歳未満の扶養親族（平 23.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成23年1月2日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限りです。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和8年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限りです）、扶養親族又は特定親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族又は特定親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなく

なった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和8年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和8年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和8年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和8年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が58万円以下である人をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

この申告書に記載すべき事項が、前年に勤務先へ提出した「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

勤務先の指示に基づき、簡易な申告書を提出することができる場合は、「令和8年分 給与所得者の扶養控除等申告書（簡易な申告書）」記載例をご確認ください。

○ 令和8年分 給与所得者の扶養控除等申告書（簡易な申告書）

勤務先へ提出する「令和8年分給与所得者の扶養控除等申告書」に記載すべき事項が、前年にその勤務先へ提出した「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、勤務先の指示の下、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

1

令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書									
所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ）	ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日	年 月 日	扶			
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	あなたの氏名	山川 太郎	世帯主の氏名		前年から異動なし			
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	あなたの住所又は居所	〇〇市××町 23-7	配偶者の有無	有・無				
以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなたが障害者、意慮、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。									
区分等	氏名	個人番号	生年月日	令和8年中の所得の見積額	非居住者である親族（注1）	住所又は居所	異動月日及び事由	扶	
A 源泉控除対象配偶者				生計を一にする事実				前年から異動なし	
B 源泉控除対象親族（16歳以上）（※23.1.1以降生）								前年から異動なし	
C 障害者、意慮、ひとり親又は勤労学生								前年から異動なし	
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等								前年から異動なし	
○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）									
16歳未満の扶養親族（※23.1.1以降生）								前年から異動なし	
遺贈手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族								前年から異動なし	

異動事項の有無の確認

勤務先の指示に基づき、簡易な申告書を提出しようとする場合は、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がないかを必ず確認してください。

国税庁ホームページに掲載している「[扶養控除等申告書の提出について](#)」に異動事項の有無を確認することができるチェックリストを記載していますので、異動事項の確認にご利用ください。



【扶養控除等申告書の提出について】

1 簡易な申告書の記載

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ）	ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日	年 月 日	扶	
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	あなたの氏名	山川 太郎	世帯主の氏名		前年から異動なし	
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	あなたの住所又は居所	〇〇市××町 23-7	配偶者の有無	有・無		

▶① あなたの氏名、個人番号及び住所又は居所

あなたの氏名、個人番号及び住所又は居所を記載します。

なお、個人番号については、一定の要件の下、記載を要しない場合がありますので、勤務先に確認してください。

▶② 異動がない旨の記載

上記のとおり異動事項の有無を確認していただき、異動がない場合には、余白等に前年から異動がない旨を記載します。

